

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統補助)の承認について

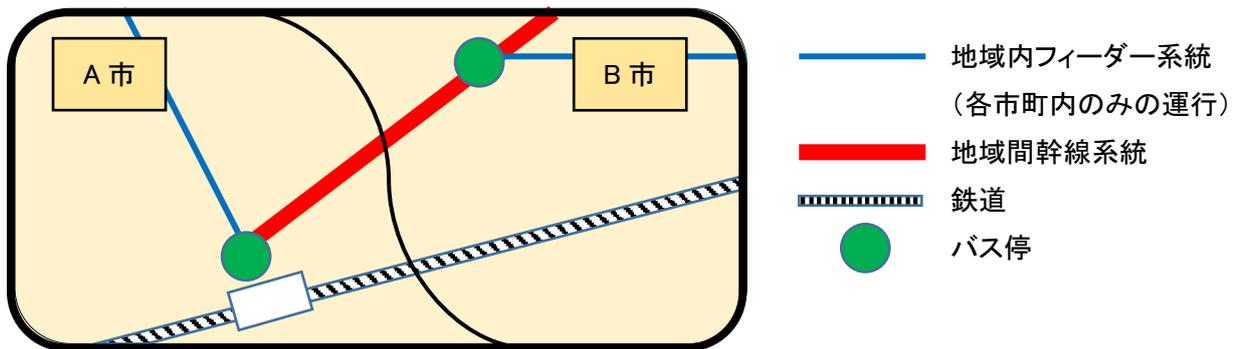
～令和5年度運行分(令和4年10月～令和5年9月)～

1 地域内フィーダー系統について

地域内フィーダー系統とは、複数の市町にまたがって走る広域的なバス路線である地域間幹線系統に対し、支線として接続して運行するバス路線のことです。

補助対象期間は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの運行です。

地域内フィーダー系統イメージ図



生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統)のスケジュール

令和4年度												令和5年度											
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
	計画策定・申請																						
				計画認定	令和5年度事業 (事業期間: R4. 10. 1 ~ R5. 9. 30)																		
																		補助金交付申請				交付決定・額の決定	補助金交付

2 計画の申請及び補助対象路線について

令和4年2月に策定した沼津市地域公共交通利便増進実施計画に基づき、今年度から市西部地区において利便性向上を図るため、路線の再編を行いました。

これに伴い、地域公共交通確保維持事業により地域間幹線である「原線」に繋がる支線として新設した「ららぽーと・原団地・原駅線」、「片浜・柳沢線」、「ミューバス原・浮島線」について地域内フィーダー系統の補助対象路線として申請するものです。

補助対象路線

番号	路線名	運行事業者
①	ららぽーと・原団地・原駅線	富士急シティバス(株)
②	片浜・柳沢線	富士急シティバス(株)
③	ミーバス原・浮島線	富士急静岡タクシー(株)



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該 当する要件	補助対象地域間幹線 系統等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
沼津市	富士急シティバス株式会社	(1) ららぽーと・原団地・原駅線	ららぽーと 沼津	片浜駅 県営原団地	原駅	往 7.50km 復 7.50km	365日	10,467回	○	路線定期運行	①	「大諏訪」～「西今沢」間及び「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急シティバス株式会社	(2) ららぽーと・原団地・原駅線	片浜駅	県営原団地	原駅	往 4.35km 復 4.35km	247日	494回	○	路線定期運行	①	「片浜駅」～「西今沢」間及び「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士急シティバス株式会社	(3) 片浜・柳沢線	片浜駅	愛中入口	柳沢	往 4.00km 復 4.00km	365日	4,531回	○	路線定期運行	①	「片浜駅」で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士線静岡タクシー株式会社	(4) ミューバス原・浮島線	原駅	沼川橋 東平沼	浮島地区センター	往 4.50km 復 4.50km	365日	3,178回	○	路線定期運行	①	「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士線静岡タクシー株式会社	(6) ミューバス原・浮島線	原駅	マックスパリア沼津 原町店前 東平沼・石川	荒久	往 6.95km 復 6.95km	365日	1,342回	○	路線定期運行	①	「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士線静岡タクシー株式会社	(7) ミューバス原・浮島線	原駅	沼川橋 三合橋・石川 ヤマハモーター前 原新田	原駅	往 9.45km 復 9.45km	365日	1,095回	○	路線定期運行	①	「原交番前」～「原新田」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	
	富士線静岡タクシー株式会社	(8) ミューバス原・浮島線	原駅	沼川橋 三合橋 東平沼・石川	荒久	往 5.80km 復 5.80km	365日	1,589回	○	路線定期運行	①	「原交番前」～「原駅」間で補助対象地域間幹線系統「原線」と接続	

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	沼津市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	27,153
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
沼津市地域公共交通利便増進実施計画	令和4年2月	令和4年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

沼津市地域公共交通計画 別紙
(地域公共交通確保維持計画<地域内フィーダー系統>)

令和4年6月1日
沼津市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の公共交通機関は、鉄道についてはJR沼津駅、片浜駅、原駅、大岡駅の4駅が配置されている。路線バスについては、主に伊豆箱根バス、東海バス、富士急シティバスの3社の路線がJR沼津駅を起点に放射状に広範囲に整備されているが、全般として自家用車への利用率が高く、バス事業者は多くの赤字路線を抱えており、特に郊外部はその傾向が顕著である。

他市を結ぶ幹線交通としてはJR東海道本線が運行しているほか、地域間幹線系統として、市西部地区においては富士市とを結ぶ原線を富士急シティバスが運行しており、近隣をコミュニティバスや路線バスが、車を持たない高齢者や学生など、他の交通手段のない方々の生活に不可欠な路線として運行している。

しかしながら、コミュニティバス及び路線バスの利用者数は、昨今の人口減少に加え、コロナ禍も重なり減少の一途を辿っており、各路線のそれぞれが収支悪化によって運行の継続が困難な状況となっている。

本市では沼津市地域公共交通利便増進実施計画を策定することとし、本年度は市西部地区における利便性の向上と利用状況に応じた効率化を図るため、路線の再編を計画した。

市西部に位置する片浜、今沢、愛鷹、原、浮島地区住民の通院や買い物を中心とした生活に不可欠な移動手段として、路線バスの「ららぽーと・原団地・原駅線」、「片浜・柳沢線」、コミュニティバスとして運行している「ミューバス原・浮島線」を存続させていくことが必要である。

このため地域公共交通確保維持事業により、地域間幹線「原線」に繋がる支線として令和4年度に新設した「ららぽーと・原団地・原駅線」、「片浜・柳沢線」、「ミューバス原・浮島線」を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ◆ららぽーと・原団地・原駅線
収支差額を△16,548千円以下とする。
- ◆片浜・柳沢線
収支差額を△4,391千円以下とする。
- ◆ミューバス原・浮島線
収支差額を△7,635千円以下とする。

参考：沼津市地域公共交通計画における指標（P52 参照）

「路線バスに運行に係る収支差額（R2:△434,022千円）→R7:△430,000千円」

※いずれも令和4年度4年度に新設した路線であり、運行経費や収入額など実数では基準年度と実施年度との比較による目標設定が困難であることから、再編前路線の収支率を基準とした数値を目標とする。

(2) 事業の効果

◆共通

幹線、支線のネットワーク化により、効率的な運行体系が実現できる。

◆ららぼーと・原団地・原駅線

路線維持により、片浜、今沢、原地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、原地区からららぼーと沼津、沼津市立病院への直通路線となっており、外出促進、地域活性化にもつながる。

◆片浜・柳沢線

路線維持により、愛鷹、今沢地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、片浜駅乗継となるが、沼津駅方面への運行頻度の増大など従来からの利便性向上が図られる路線となっており、外出促進、地域活性化にもつながる。

◆ミューバス原・浮島線

路線維持により、原、浮島地区住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、浮島地区への運行頻度の増大など従来からの利便性向上が図られる路線となっており、外出促進、地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・地域間幹線系統「原線」や「根方線」との接続における乗継割引の導入
 (「ららぼーと・原団地・原駅線」・「片浜・柳沢線」)〈富士急シティバス〉 ※計画 P30 参照
- ・鉄道や路線バスのネットワークが見える公共交通マップの作成 〈沼津市〉 ※計画 P32 参照
- ・沿線の学校を中心にモビリティマネジメントを行う。
 〈沼津市、富士急シティバス・富士急静岡タクシー〉 ※計画 P34 参照
- ・利用実態を把握、分析及び地域協議による運行継続基準の設定 (「ミューバス原・浮島線」
 〈沼津市〉 ※計画 P23 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び 運送予定者

- ①ららぼーと・原団地・原駅線 (富士急シティバス株式会社)
 - ②片浜・柳沢線 (富士急シティバス株式会社)
 - ③ミューバス原・浮島線 (富士急静岡タクシー株式会社)
- 各運行システムの概要は別紙のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線の経費負担については下記のとおりとする。

路線名	運行経費（千円）	資金調達方法	金額（千円）
ららぽーと・原団地・原駅線	35,209	運行収入	18,661
		国庫補助	8,273
		市補助	4,136
		事業者自己負担	4,139
片浜・柳沢線	7,748	運行収入	3,357
		国庫補助	2,195
		事業者自己負担	2,196
ミューバス原・浮島線	10,841	運行収入	3,206
		国庫補助	3,817
		市補助	3,818

- ・「ららぽーと・原団地・原駅線」は、運行に係る経費のうち、運行収入および国庫補助金を差し引いた差額分を市と事業者で按分する。
- ・「片浜・柳沢線」は、経費から収入および国庫補助金を差し引いた差額分については事業者が負担する。
- ・「ミューバス原・浮島線」は、経費から収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を市が補助する（沼津市自主運行バスとして運行）。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・OD調査により利用者数やバス停毎の利用動向をモニタリングすると共に、収支について数値指標に対する評価を実施

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

別表5のとおり

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・沼津市地域公共交通計画（案）についてパブリックコメントを実施し、西部地区路線の再編に関する意見（高齢者需要への対応）があった（当該意見については運行計画に反映している）。
- ・協議会には、市民及び利用者の代表が委員となっており、本計画について審議いただいた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）沼津市御幸町 16-1

（所 属）沼津市都市計画部まちづくり政策課交通政策室

（氏 名）露木 良美

（電 話）055-934-4759

（e-mail）mati-seisaku@city.numazu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

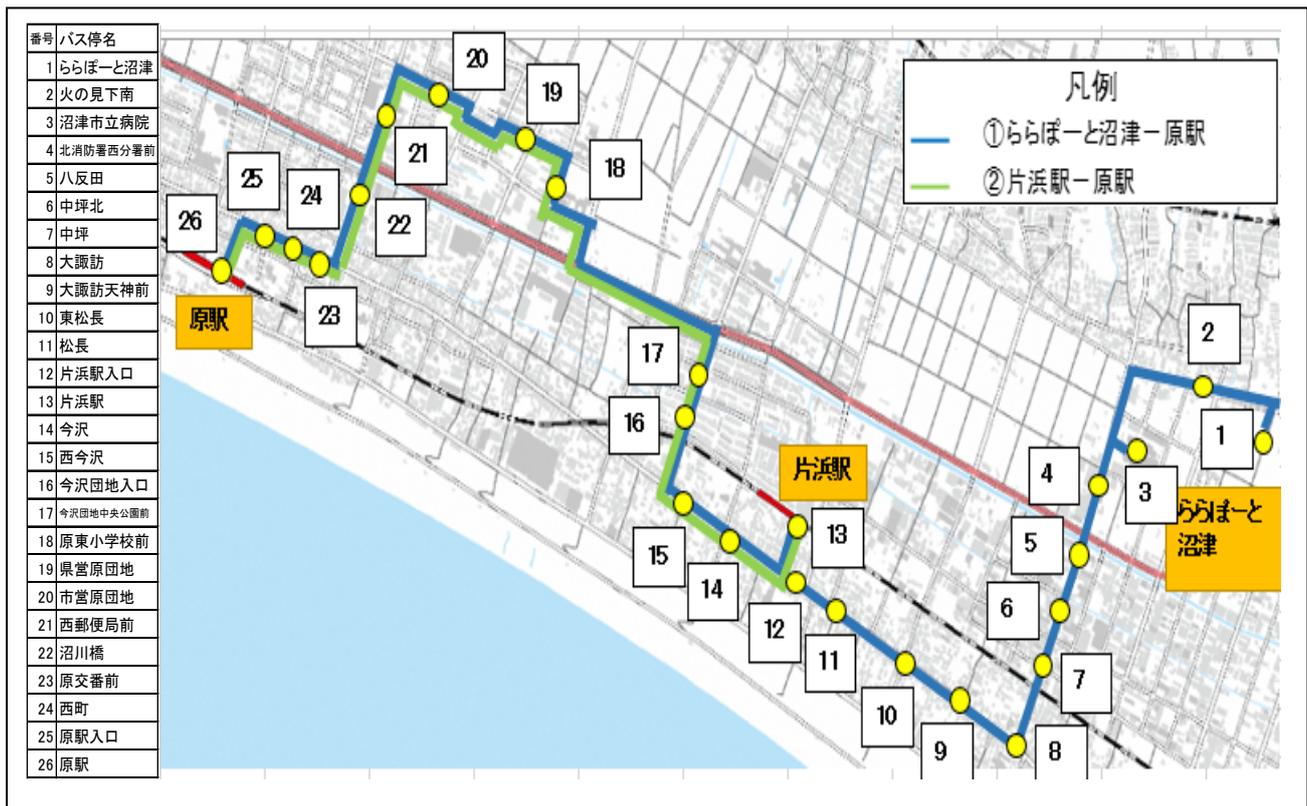
※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

ららぽーと・原団地・原駅線

1 路線概要

路線名	ららぽーと・原団地・原駅線
実施事由	原地区住民が沼津市立病院およびららぽーと沼津への往来を行うための利便性向上、また市西部地区の路線バス利用状況に合わせた路線再編の一環として、現在運行する「ミュバス片浜駅循環」の退出に代わる地域活性化を目的としたコミュニティバスとして、道路運送法第4条に基づく路線運行を開始した。
運行開始日	令和4年4月1日(金)
検討の経緯等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の伸び悩みや収支の悪化により運行継続が困難となり、平成30年4月からは運賃を従来の100円から距離制運賃に変更、令和元年9月からはららぽーと沼津への乗り入れを開始するなど路線継続のための施策を実施してきた。 ・循環の周回方向が時間帯によって異なるため、同一の乗降場所であっても周回方向による料金の差異が生じるほか、利用目的によっては片浜駅での乗り継ぎが必要となるケースが生じ、待機時間の発生や、料金を2回払わなければならないなど、利用のしやすさに課題があり、系統やダイヤの見直しを実施することとした。 ・「沼津市地域公共交通利便増進実施計画」内施策の市西部地区路線の再編の一環として行うものとし、近隣の「原団地線」、同じく新設する「片浜・柳沢線」等と関連付けた見直しを実施した。 ・主な見直し点として、利用状況を踏まえて循環路線から往復路線への転換により系統を単純化すると共に、市立病院への往来における乗継回数の減少を目的として、原団地方面へ路線を延伸する内容とした。
関係機関との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月から1月 運行事業者協議済 ・令和3年11月から12月 地域住民へ説明 ・令和4年1月 交通管理者(警察)協議済

2 路線図



3 路線基本情報

項目	内容	
運行形態	路線定期運行(道路運送法第4条)	
系統	①原駅—ららぽーと沼津 ②原駅—片浜駅	
運行経路の概要	①原駅～市営原団地～今沢団地入口～片浜駅～ららぽーと沼津 ②原駅～市営原団地～今沢団地入口～片浜駅	
運行距離	①7.50 km ②4.35 km	
運行時間帯	午前6時台～午後8時台	
運行日	毎日	
運行本数	平日	土休日
	31便(15.5往復) ①29便 ②2便	28便(14往復) ①28便 ②0便
停留所数	27か所	
料金	・片道運賃 160円～410円 ・「原線」、「沼津駅・片浜駅線」、「片浜・柳沢線」との乗継割引適用 その他定期券、割引等については富士急シティバス株式会社の規定による	
運行車両	路線バス車両(大型・中型) 〈最大車両サイズ〉 全長 1,199cm×全幅 249cm×全高 399cm 重量 19,990 kg	
運行事業者	富士急シティバス株式会社 住所 沼津市東椎路 475 / TEL 055-921-9411	
他路線との重複区間	【富士急シティバス】 ・原線(原駅-原交番前) 【富士急静岡タクシー】 ・ミューバス原・浮島線(原駅-西郵便局)	

4 利用者及び地域への周知について

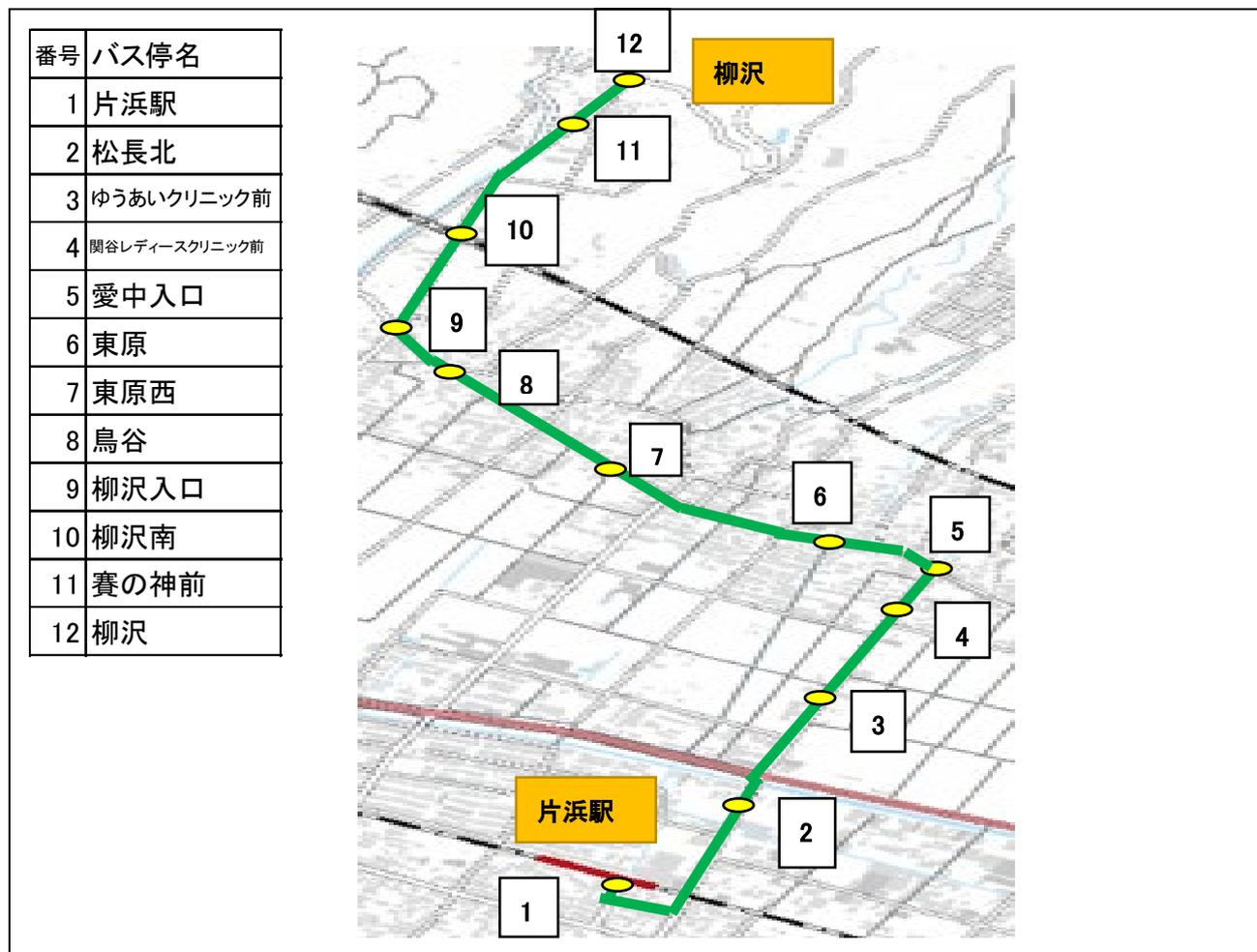
市のHP、広報ぬまづ、原・今沢・片浜・愛鷹地区での地区回覧などを通じて主に周知をしてきた。
今後は利用者が多い原団地及び今沢団地の住民に対し、ポスティング等により重点的に周知をしていく。

片浜・柳沢線

1 路線概要

路線名	片浜・柳沢線
実施事由	愛鷹地区住民が沼津駅方面への往来を行うための利便性向上、また市西部地区の路線バス利用状況に合わせた路線再編の一環として、現在運行する「ミューバス片浜駅循環」の退出(路線廃止)及び「柳沢線」の退出(一部系統廃止)に伴う退出区間を補完するバスとして、道路運送法第4条に基づく路線運行を開始する。
運行開始日	令和4年4月1日(金)
検討の経緯等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在運行している「柳沢線」について、ららぽーと沼津や沼津市立病院よりも西側の区間について年々利用者数が減少していることから、路線の退出を含んだ運行内容の見直しが必要となった。 ・「沼津市地域公共交通利便増進実施計画」内施策の市西部地区路線の再編の一環として行うものとし、退出する「ミューバス片浜駅循環」に伴って新設する「ららぽーと・原団地・原駅線」等と関連付けた見直しを実施した。 ・「柳沢線」「ミューバス片浜駅循環」の廃止区間を補完するため、片浜駅での鉄道もしくは「原線」との乗継によって沼津駅方面への移動の回数確保を図る。
関係機関との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月から1月 運行事業者協議済 ・令和3年11月から12月 地域住民へ説明 ・令和4年1月 交通管理者(警察)協議済

2 路線図



3 路線基本情報

項目	内容	
運行形態	路線定期運行(道路運送法第4条)	
系統	片浜駅—柳沢	
運行経路の概要	片浜駅～ゆうあいクリニック前～愛中入口～柳沢入口～柳沢	
運行距離	4.00 km	
運行時間帯	午前6時台～午後8時台	
運行日	毎日	
運行本数	平日	土休日
	15便(7.5往復)	7便(3.5往復)
停留所数	12か所	
料金	・片道運賃 160円～270円 ・「原線」、「沼津駅・片浜駅線」、「根方線」、「柳沢線」 「ららぽーと・原団地・原駅線」との乗継割引適用 その他定期券、割引については富士急シティバス株式会社の規定による	
運行車両	路線バス車両(大型・中型) 〈最大車両サイズ〉 全長 1,199cm × 全幅 249cm × 全高 399cm 重量 16,000 kg (主に全長 899cm、全幅 231cm の車両にて運用)	
運行事業者	富士急シティバス株式会社 住所 沼津市東椎路 475 / TEL 055-921-9411	
他路線との重複区間	【富士急シティバス】 ・根方線(柳沢入口-愛中入口) ・柳沢線(柳沢-愛中入口)	

4 利用者及び地域への周知について

市のHP・SNS、広報ぬまづ、原・浮島地区での地区回覧などを通じて主に周知をしてきた。

また、地区センター及び原駅のお知らせに掲示をしている。

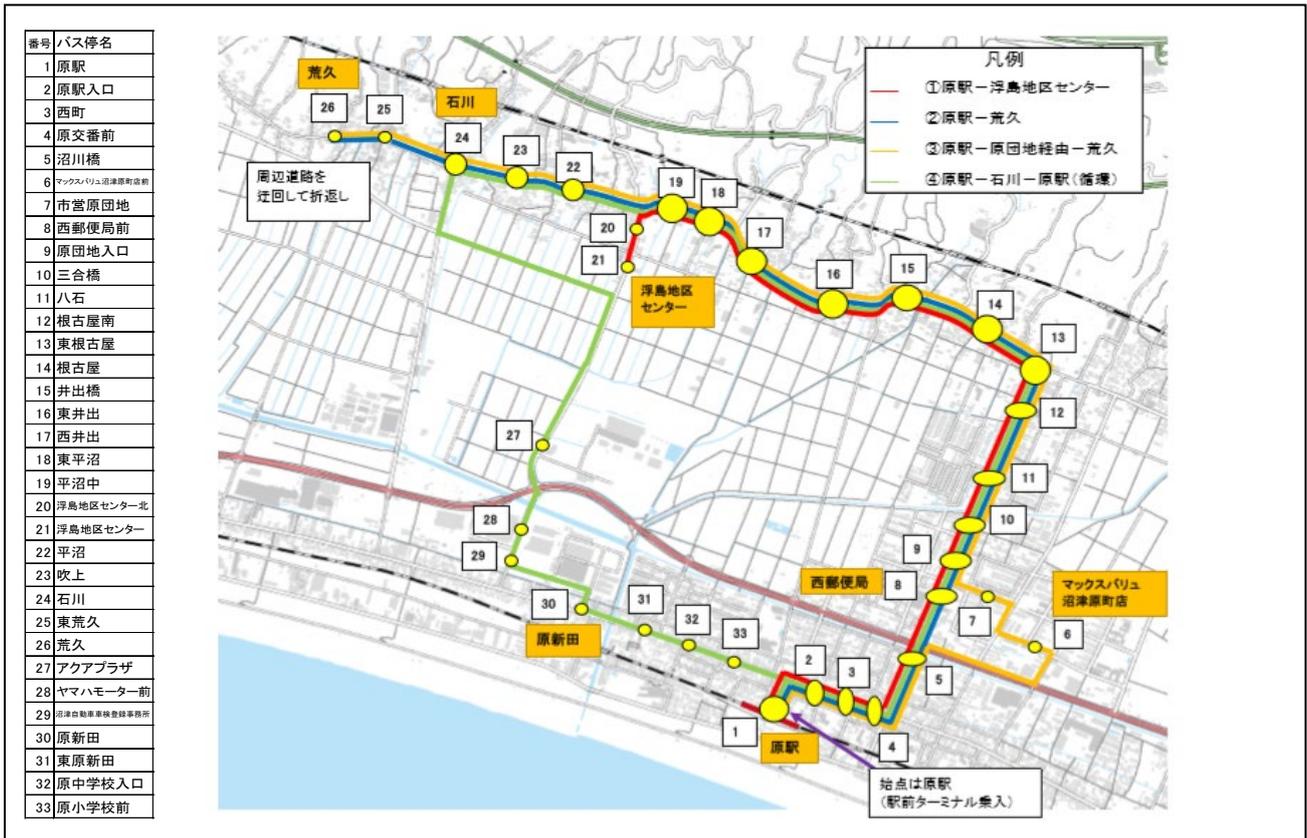
今後は乗換割引があることや時間が短くなったことなどのメリットについて住民に周知していく。

ミューバス原・浮島線

1 路線概要

路線名	ミューバス原・浮島線
実施事由	道路運送法第 21 条実証運行の結果を踏まえ、原・浮島地区における南北往來の運行頻度を確保するための系統の整理及びダイヤの見直しを行い、令和4年度より沼津市自主運行バスとして、道路運送法第 4 条による本格運行を開始。
運行開始日	令和4年4月1日(金)
検討の経緯等	<ul style="list-style-type: none"> ・現在運行する「ミューバス原駅循環」について、平成 30 年 3 月に富士急シティバス(株)が退出し、平成 30 年 4 月からは富士急静岡タクシーが道路運送法第 21 条による実証運行として運行を継続。 ・循環路線として5系統の運行をしてきたが、周回方向や経由地が時間によって異なる、起終点である原駅での乗り継ぎが必要となるなど、利用のしやすさに課題があり、系統やダイヤの見直しを実施することとした。 ・「沼津市地域公共交通利便増進実施計画」内施策の市西部地区路線の再編の一環として行うものとし、近隣の「原線」、同じく新設する「ららぽーと・原団地・原駅線」等と関連付けた見直しを実施した。 ・主な見直し点として、利用状況を踏まえて循環路線から往復路線への転換により系統を単純化し、運行回数の少なかったバス停(石川地区・原団地等)への運行頻度を確保する内容とした。
関係機関との調整	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月から1月 運行事業者協議済 ・令和3年11月から12月 地域住民へ説明 ・令和4年1月 交通管理者(警察)協議済

2 路線図



3 路線基本情報

項目	内容	
運行形態	路線定期運行(道路運送法第4条)	
系統	①原駅—浮島地区センター ②原駅—荒久 ③原駅—原団地経由—荒久 ④原駅—石川—原駅(循環)	
運行経路の概要	①原駅～沼川橋～西郵便局前～浮島地区センター ②原駅～沼川橋～西郵便局前～平沼～石川～荒久 ③原駅～沼川橋～マックスパリュ沼津原町店前～平沼～石川～荒久 ④原駅～沼川橋～西郵便局～平沼～石川～原新田～原駅(循環)	
運行距離	①4.50 km ②5.80 km ③6.95 km ④9.45 km	
運行時間帯	午前6時台～午後6時台	
運行日	毎日	
運行本数	平日	土休日
	22便(9.5往復+循環3便) ①10便 ②5便 ③4便 ④3便(循環) <※実証運行時:14便(全て循環)>	15便(6往復+循環3便) ①6便 ②3便 ③3便 ④3便(循環) <※実証運行時:11便(全て循環)>
停留所数	33か所	
料金	1乗車 200円(小学生以下及び障害者は100円・6歳以下未就学児無料)	
運行車両	10人乗りジャンボタクシー	
運行事業者	富士急静岡タクシー株式会社 沼津営業所 住所 沼津市松長字改正757 / TEL 055-967-3113	
他路線との重複区間	【富士急シティバス】 ・原線(原交番前-原新田) ・根方線(東根古屋-東平沼) ・ららぽーと・原団地・原駅線(原駅-西郵便局)	

・運行本数

番号	系統				運行回数(回)			系統キロ
	起点	経由	終点		往路	復路	合計	
①	原駅	西郵便局	浮島地区センター	平日	5	5	10	4.5km
				土日祝	3	3	6	
②	原駅	西郵便局	荒久	平日	2	3	5	5.8km
				土日祝	2	1	3	
③	原駅	市営原団地	荒久	平日	2	2	4	6.95km
				土日祝	1	2	3	
④	原駅	石川	原駅	毎日	3	0	3	9.45km

4 利用者及び地域への周知について

市のHP・SNS、広報めまづ、原・浮島地区での地区回覧などを通じて主に周知をしてきた。

また、地区センター及び原駅のお知らせに掲示をしている。

しかしながら、利用者が昨年度の同時期より減少しているため、原・浮島地区の住民に対し今後も周知を図っていく。